

大阪市告示第1827号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市東淀川区南江口二丁目地内

鶴見区中茶屋二丁目地内、安田二丁目地内、浜五丁目地内、茨田大宮一丁目地内

東住吉区中野二丁目地内、矢田一丁目地内、矢田三丁目地内、

住道矢田三丁目地内、住道矢田五丁目地内、住道矢田六丁目地内、

住道矢田九丁目地内

平野区喜連二丁目地内、長吉川辺三丁目地内、長吉六反二丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）